

海技人材の確保のあり方に関する検討会 フォローアップ

海技人材の確保のあり方に関する検討会<対応策の進捗状況>

No	施策名	今後の進め方(とりまとめ抜粋)	実施(予定)状況(R8.2末現在)
1. 海技人材の養成ルートの強化			
(i)	3級海技士養成(一般大学卒)のさらなる拡大	「(独)海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会」において、JMETS が令和8年度を期首とする次期目標期間において取り組むべき方向性が示されたところ、JMETSが次期中期目標に盛り込まれた内容を実施していく中で、3級海技士の養成数の拡大を目指す。	(独)海技教育機構の次期中期目標に、入学時に海運会社に雇用されている者と雇用されていない者の両方を対象とし、一般大学等の卒業生に対応する3級海技士の養成数の拡大を目指す旨を盛り込んでいる。
(ii)	水産高校との連携強化(4級・5級海技士)	令和7年度中に、「海技人材の養成・就業拡大に向けた訴求強化」の検討にあわせて、海運分野の官労使が一体となった入学志願者の拡大に資する対策を検討。	本年2月にとりまとめた「船員養成・就業拡大に向けた訴求強化戦略」に水産高校への入学志願者の拡大に向けた取組について盛り込んでいる。
(iii)	5級海技士養成の拡大策の検討	「(独)海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会」における議論、とりまとめの進捗状況を踏まえ、まずは、JMETSにおいて、来年度中に実施する方向で検討を進める。	令和8年10月に、海技大学校において、陸上企業からの転職者を念頭に、1年間で、5級海技士(航海)免許の取得を目指す新たな課程を開設予定。
(iv)	6級海技士短期養成課程による養成数の拡大	令和7年5月、登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部改正を行い、養成数の拡大に資する環境整備を実施。引き続き、国を含む関係者が内航業界における養成数の拡大に向けた動きを後押ししていく。	令和8年度予算において、6級海技士短期養成課程の養成数の拡大に資する「内航船員就業ルート拡大事業助成金」を増額。
(v)	船員養成機関の連携強化に向けた課題の整理・検討	令和7年度中に、船員養成機関が保有している施設・設備等の利活用状況や船員養成機関同士の連携の強化に係る考え方について意見交換を行い、持続可能な船員養成の実現に向けた連携強化に取り組むための解決策の検討を開始。	内閣府総合海洋政策推進事務局の協力の下、令和7年10月に文部科学省(商船系大学・商船高専)及び水産庁(水産大学校・水産高校)と船員養成機関同士の連携強化に係る意見交換を実施するなど、課題の解決に向けた検討を開始。

海技人材の確保のあり方に関する検討会フォローアップ (2)

2. 海技人材確保の間口の拡充			
(i)	船員職業安定制度の見直し	令和7年度中に、「地方公共団体による無料船員職業紹介事業の導入」、「船員の募集情報提供に関する事業の制度化」、「求人等に関する情報の的確な表示」、「求人者等への通知制度の新設」について、船員の確保に資するよう、関係法令及び指針等の整備や新たな制度の適切な運用を図るための環境整備に万全を期すとともに、適切な利活用を進める。	改正船員職安法の施行に向けて、関係省令・告示・通達の整備を進めている。
(ii)	有料の船員職業紹介事業に関する検討	改正船員職安法により措置された、地方公共団体による無料船員職業紹介事業や船員募集情報提供事業の利活用の状況や、ハローワークと地方運輸局等との連携強化の状況、船員の確保に係る状況を勘案しつつ、必要に応じて、導入した場合に想定される効果・影響等を検証し、導入の適否等を検討。	改正船員職安法施行後の各事業の利活用状況や、ハローワークと地方運輸局等との連携強化の状況を踏まえ、導入の適否等を検討。
(iii)	船員の募集情報等提供に関する周知	令和7年度中に、船員募集情報提供と船員職業紹介の区分を整理・公表し、船員募集情報提供事業の適切な活用に向けた周知を行う。	改正船員職安法の施行までに、実施通達を整備の上、関係者への周知を図る。
(iv)	公共職業安定所(ハローワーク)と地方運輸局等の連携強化等	横浜・神戸・広島・高松・福岡の各都市において、地方運輸局等の職員がハローワークに定期的に出向き、ハローワーク職員や海事関係者とも連携しながら、求職者に対して、船員の求人を紹介し、あっせんを行うとともに、その効果促進に資する活動に取り組むモデル連携事業を、令和7年7月以降、順次開始。 令和8年度以降、モデル連携事業の効果検証を行い、さらなる展開について検討。 地方運輸局等において、船員として就職するために必要な海技免許を有していない求職者を対象とした職業訓練の活用を促進する。	令和7年7月以降、月1～2回の頻度で、職業紹介、企業説明会等を順次、実施。
(v)	海のハローワークネットの情報掲載方法の改善	令和7年度中に、海のハローワークネットに掲載される求人・求職情報の検索方法や結果表示について操作性の向上を図るための改修を行うとともに、船員の求人票に記載の情報について、陸上職の求人票の記載項目を踏まえた求人票の記載内容の見直しを進める。	現在、システムの改修作業を行っており、令和7年度末までに完了する予定。
(vi)	退職海上自衛官の活用推進	令和7年3月28日に締結した「海運業及び自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ」に基づき、国土交通省、防衛省及び両者の地方組織である地方運輸局等、自衛隊地方協力本部等と、海運事業者団体の会員との間で、海運業における人材確保と退職予定自衛官の円滑な再就職支援に関する取組について一層の連携強化を図るとともに、令和7年度中に、退職予定自衛官の活用促進に向けた具体策を検討。	地方総監部において開催されている海運企業説明会については、自衛隊援護協会より、海上自衛官だけでなく、陸上自衛官及び航空自衛官に対しても情報提供を実施。

海技人材の確保のあり方に関する検討会フォローアップ (3)

3. 海技人材の養成・就業拡大に向けた訴求強化			
(i)	「船員養成・就業拡大に向けた訴求強化戦略」(仮称)の策定及び戦略実施のための体制構築	「船員養成・就業拡大に向けた訴求強化戦略策定検討チーム」が立ち上げられ、令和7年4月25日に第1回検討チームが開催。令和7年度中に、船員の養成・就業拡大に向けた訴求強化のための全体戦略を検討・策定するとともに、戦略を着実に実行していくため、既存の「海事産業の次世代人材育成推進会議」の枠組みを活用しながら効率的・効果的な体制を構築。	本年2月に「船員養成・就業拡大に向けた訴求強化戦略」をとりまとめた。
(ii)	海技免状保有者へのアプローチの強化	令和7年2月から、主に船員として雇用されていない海技免状保有者が受講する更新講習の受講時において、就業実態の実態調査を行うとともに、海のハローワークの活用に向けた周知を実施。令和7年度中に、実態調査結果を踏まえ、情報提供の強化策について検討。	更新講習の受講時に就業実態の実態調査を行い、その結果を踏まえ、情報提供の強化策について検討を進めている。
4. 海技人材の多様な働き方の促進と職場環境の改善			
(i)	快適な海上労働環境形成の促進に資する仕組みの導入	船員法等の一部を改正する法律の施行に合わせて、船舶所有者が快適な海上労働環境形成のために講ずる措置を適切かつ効果的なものとするための指針を作成・公表し、新たな仕組みが適切に運用されるよう取り組む。	関係団体の意見を踏まえた指針を改正船員法の施行までに公表する予定。
(ii)	女性船員の活躍推進のための情報発信の強化	令和7年度中に、「海技人材の養成・就業拡大に向けた訴求強化」の動きと連携して、女性船員の活躍推進のための情報発信の強化策について検討を開始する。	本年2月にとりまとめた「船員養成・就業拡大に向けた訴求強化戦略」に船が女性の活躍できる職場である旨の情報発信の強化について盛り込んでいる。
(iii)	ハラスメント対策の充実	令和8年度に予定されている「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等」の一部を改正する法律の施行に合わせて、船員についても、今般の法改正により措置された事項を適切かつ効果的なものとするための指針を作成・公表し、新たな仕組みが適切に運用されるよう取り組む。	厚生労働省のハラスメント指針の策定に合わせて、船員についても指針を策定する予定。
(iv)	女性特有の健康課題への対応	船員手続のデジタル化にあわせて健康証明書の様式の変更が予定されているところ(令和9年4月)、これに向けて、陸上の検討状況を踏まえつつ、プライバシーに十分配慮した上で、健康検査時の「就労実態申告書」に月経随伴症状や更年期障害等に係る質問を追加するよう検討。女性に係る一律就業制限について、令和7年度中に見直しを検討。	女性に係る一律の就業制限については、有識者、労働者団体、事業者団体等からなる「化学物質取扱に関する船員労働安全衛生と女性船員の就業制限についての検討会」を設置し、令和7年12月に第1回検討会を開催。
(v)	育児・介護休業法の見直しへの対応	関係者の意見を聴取・整理した上で、令和7年10月1日の施行に向けて、省令・通達等の改正を行い、船員固有の事情にも配慮した柔軟な働き方を実現するための措置を講じる。	育児・介護休業法の見直しについては、関係省令、告示及び通達を改正済。
5. 新たな海技人材ニーズへの対応(新燃料に対応可能な海技人材の確保・育成)			
	新たな海技人材ニーズへの対応(新燃料に対応可能な海技人材の確保・育成)	国・船員養成機関・船社・訓練機関・造船・船用メーカー・研究機関・船級協会等を交えた協議体につき、新燃料船の具体的な導入計画を有する事業者・事業者団体の意向も踏まえつつ、令和7年度中に立ち上げる。	新燃料に対応可能な海技人材の確保・育成については、関係者からなる「新燃料の教育訓練等に関する協議会」を設置し、令和7年12月にアンモニア燃料第1回会合を開催。